

○札幌市指定給水装置工事事業者の制度に関する事務処理要領

平成 10 年 3 月 31 日

管理者決裁

(最近改正 令和 6 年 4 月 3 日)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市水道事業給水条例（昭和 34 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 3 条第 3 号に規定する札幌市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の制度に関する事項について必要な事項を定めるものである。

(指定事業者等の責務)

第 2 条 指定事業者、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）その他の技術者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。）、条例その他の法令（以下「法令等」という。）及びこれらに基づく札幌市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

第 2 章 給水装置工事事業者の指定申請

(指定又は更新の申請)

第 3 条 管理者は、事業者から法第 25 条の 2 又は法第 25 条の 3 の 2 の申請があったときは、これを随時受け付けるものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その日から 3 週間以内に指定の可否を決定し、通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 施行規則第 18 条第 2 項の規定により、申請の際に添付しなければならない書類は、申請日前 1 か月以内に発行又は作成されたものでなければならない。

(指定又は更新の申請手数料)

第 4 条 法第 25 条の 2 又は法第 25 条の 3 の 2 の申請を行った者は、申請の際に、手数料を納付するものとする。

2 管理者は、前項の手数料の納付が確認された後にその審査を開始するものとする。

3 第 1 項の手数料は、還付しない。ただし、前項の審査開始前に第 1 項の申請を撤回した場合は、この限りでない。

(申請又は届出)

第 5 条 法第 25 条の 2 に規定する申請又は法第 25 条の 7 に規定する届出を行う場合は、別表 1 に定めるところにより、管理者に提出しなければならない。

(事業者証の交付)

第 6 条 管理者は、指定事業者から札幌市指定給水装置工事事業者証明書の交付を求められたときは、速やかにこれを交付するものとする。この場合、特別の費用を要するときは、その費用を請求するこ

とができる。

(登録及び記録)

第7条 指定事業者に関する事項の登録は、給水装置課において行うこととし、その記録は、磁気ディスク又はこれに準ずるものにより行うものとする。

第3章 違反行為に対する措置

(指定事業者に対する措置)

第8条 管理者は、指定事業者が別表2に定める違反項目に該当する行為(以下「違反行為」という。)を行ったと認められるときは、法第16条の2第1項の指定を取消することができる。

2 管理者は、違反行為を行った指定事業者に考慮すべき特段の事情があると認めるときは、その情状に応じ、前条の規定による指定の取消しに替えて、1月以上12月以内の期間の範囲内で、指定の効力を停止することができる。

3 第1項及び前項の措置は、別表2右欄の定めによる。

4 第1項又は第2項の措置を行ったときは、その旨を告示するものとする。

5 管理者は、違反行為を行った指定事業者に対し、第1項又は第2項の措置を行うに及ばないと判断した場合において必要と認めるときは、1月以上6月以内の期間の範囲内で、給水装置の新設、改造及び撤去の申請を自粛するように勧告し、又は文書で警告を行うことができる。

(主任技術者に対する措置)

第9条 管理者は、主任技術者が法の規定に違反し、法第25条の5第3項に規定する措置の対象となると認めるときは、その旨を国土交通大臣に通知し、当該主任技術者に対して文書で警告を行う。

2 前項の通知を行わない場合において、管理者が必要と認めるときは、当該主任技術者に対し、文書で警告を行うことができる。

(指定事業者以外への警告)

第10条 管理者は、指定事業者以外の者が違反行為に相当する行為を行った場合、その者に対して文書で警告を行うことができる。

(違反行為等の調査、報告)

第11条 給水装置課長は、指定事業者又は指定事業者以外の者(以下「給水装置工事事業者等」という。)が違反行為又はこれに相当する行為(以下、「違反行為等」という。)を行った疑いがあると認められるとき、又は次条に定める通知を受けたときは、所属職員に命じて、その事実の有無について調査させなければならない。

2 給水装置課長は、前項の調査の結果、当該給水装置工事事業者等が違反行為等を行ったと認められるときは、当該給水装置工事事業者等に対して、直ちに違反行為等の是正及び事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に違反行為報告書を作成しなければならない。なお、事業者への事情聴取を基に事実確認書を作成し、てん末書の代わりとすることができる。

3 給水装置課長は、違反行為報告書に当該違反行為等を行った給水装置工事事業者等から提出されたてん末書又は事実確認書を添付して、速やかに配水担当部長へ報告しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反行為報告書にその旨を付記して報告することができる。

- 4 給水装置課長は、違反行為報告書による報告の前に、違反行為等発生の報告が必要であると認められるときは、簡易報告書を作成のうえ、当該違反行為等を配水担当部長に報告することができる。この場合、当該違反行為等の是正が終了したときは遅滞なく前項に規定する報告を行わなければならない。
- 5 給水装置課長は、第 2 項に規定する違反行為報告書を作成する場合において、違反行為等を行った給水装置工事事業者等に対し当該違反行為等を行っていた期間に係る条例第 24 条で定める水道料金（臨時に水道を使用する場合の料金を除く。以下同じ。）の徴収が予想される場合は、料金課長と協議しなければならない。この場合、水道料金を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載し、第 3 項に規定する配水担当部長への報告は、営業担当部長への報告を経た後に行わなければならない。
- 6 第 2 項の違反行為報告書には、次の各号に定める内容を記載しなければならない。
 - (1) 給水装置工事（以下「工事」という。）を施行した者の氏名（法人であるときは、名称、代表者及び担当者）、住所、指定事業者であるときはその番号、電話番号、工事の施行に関与した者の氏名及びその者の資格等（主任技術者であるときは、免状番号等）
 - (2) 工事の施行箇所
 - (3) 条例第 7 条に規定する給水装置の新設等をしようとする者の氏名（法人であるときは、名称、代表者及び担当者）、住所及び電話番号
 - (4) 工事の施行期間及び違反行為等を行っていた期間
 - (5) 発見の状況等
 - ア 発見の状況については、発見年月日、発見時間、発見した職員の氏名、発見状況等
 - イ 現地調査については、複数の職員で確認を行い、調査年月日、調査時間等を記載のほか、写真を添付すること。
 - ウ 第 2 項の是正を求めたときは、それを指示した職員の氏名、指示年月日、指示内容等及び是正後の状況の記載のほか、写真を添付すること。
 - (6) 工事の申請年月日及びしゅん功年月日
 - (7) 水道料金調定状況及び納入状況
 - (8) その他報告を要すると認められる事項
- 7 第 4 項の簡易報告書には、次の各号に定める内容を記載しなければならない。
 - (1) 工事を施行した者の氏名（法人であるときは、名称、代表者及び担当者）、住所、指定事業者であるときはその番号、電話番号、工事の施行に関与した者の氏名及びその者の資格等（主任技術者であるときは、免状番号等）
 - (2) 工事の施行箇所
 - (3) 条例第 7 条に規定する給水装置の新設等をしようとする者の氏名（法人であるときは、名称、代表者及び担当者）、住所及び電話番号
 - (4) 工事の施行期間及び違反行為等を行っていた期間
 - (5) 発見の状況等
 - (6) その他報告を要すると認められる事項

（料金課による報告）

第 12 条 料金課長は、給水装置工事事業者等が違反行為等を行った疑いがあると認められるときは、給水装置課長にその事実を報告しなければならない。

(意見陳述のための手続)

第 13 条 管理者は、指定事業者の違反行為報告書が提出された場合において、第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する不利益処分をしようとするときは、当該措置の名あて人となるべき者に対し、意見陳述のための手続を執らなければならない。

2 前項の規定による意見陳述の手続とは、原則として次の各号に定めるものとする。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定による指定の取消し 聴聞
- (2) 第 8 条第 2 項の規定による指定効力の停止 弁明の機会の付与

3 第 1 項の規定による意見陳述の手続は、札幌市行政手続条例によるものとする。

(措置の通知)

第 14 条 管理者は、不利益処分又はその他の措置を行ったときは、当該給水装置工事事業者等及び当該主任技術者に対して書面により、速やかに通知するものとする。

(再び違反行為を行った場合の対応)

第 15 条 違反行為を行った指定事業者が、再度違反行為を行った場合は、前回の違反行為に対する措置を超える措置とすることができる。

(費用の請求)

第 16 条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与えるおそれがあると認められるときは、管理者は、当該指示に従わない給水装置工事事業者等（以下「指示事業者」という。）に対し、期間を定めて当該指示による行為（以下「指示行為」という。）を行うように求めることができる。

2 前項の期間内に指示行為を行わないときは、管理者は、指示事業者に代わって、指示行為を行い、これに係る費用は管理者が別に定める方法により、指示事業者に請求するものとする。

第 4 章 雑則

(表彰)

第 17 条 管理者は、水道事業に対して功績が顕著であると認められる指定事業者を表彰することができる。

2 管理者は、前項の表彰を受ける者のうちで、札幌市表彰基準（昭和 32 年訓令第 27 号）第 3 条第 1 項に該当し、市長表彰を受ける者として適格な者を市長に推薦することができる。なお、推薦は前項の表彰を過去に 10 回受賞し、当該年度に 11 回目を受賞する者とする。

3 表彰は、毎年 1 回行うものとし、受賞者に表彰状を贈呈するものとする。

(受賞候補者の選考及び評価基準)

第 18 条 前条の規定による表彰の受賞候補者は、次の区分により選考するものとする。この場合、年数の計算基準日は、毎年 4 月 1 日とする。

(1) 指定事業者にあつては、次の評価項目を総合的に勘案するものとする。

- ア 前年度の工事の施行実績が良好であること。
- イ 前年度の水道局発注の請負工事等における成績が優秀であること。

(2) 前号に規定するもののほか、水道事業に対する功績が特に顕著であると認められる者

2 前項のほか、受賞候補者の選考基準については、別に定める。

(札幌市指定給水装置工事事業者審査委員会の設置)

第 19 条 管理者は、指定事業者に関する事項の審査に資するため、札幌市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

配水担当部長

給水課長

給水装置課長

各配水管理課長

3 委員会に委員長を置き、配水担当部長をもってこれにあてる。

4 委員長は、委員会の会務を処理し、会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

6 第 2 項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めた場合、臨時委員を任命することができる。

7 委員会の庶務は、給水部給水装置課給水技術係において行う。

(委員会の所掌事務)

第 20 条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する不利益処分に関する審議

(2) 第 17 条の規定による表彰の受賞候補者の選考

(3) その他、委員長が必要と認める事項

(研修)

第 21 条 管理者は、工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定事業者を対象とする研修を実施することができる。

2 前項の研修に関する詳細については、別に定める。

(委任)

第 22 条 この要領の施行に関し必要な事項は、配水担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に、札幌市指定水道工事事業者規程（昭和 52 年水道局規程第 6 号）第 51 条の規定に基づき表彰を受けた者は、この要領の規定に基づき表彰された者とみなす。

(事務処理要領等の廃止)

3 札幌市指定水道工事事業者規程の運用に関する要領（昭和 52 年水道局通ちよう第 4 号）を廃止する。

4 違反工事に関する事務処理要領（昭和 52 年局長決裁）を廃止する。

5 違反工事における処分基準の運用方針（平成 2 年給水部長決裁）を廃止する。

- 6 違反工事発生の早期報告について（昭和 56 年給水部長決裁）を廃止する。
- 7 指定水道工事業者の経営組織変更に係る承認基準（昭和 51 年管理者決裁）を廃止する。
- 8 施工業者不明の違反工事にかかる事務処理分担の明確化について（昭和 51 年給水部長決裁）を廃止する。
- 9 指定水道工事業者に対する指示要請通知文の様式について（昭和 54 年給水部長決裁）を廃止する。
- 10 水道工事責任技術者及び水道工事配管技工表彰要領（昭和 56 年水道局通ちよう第 4 号）を廃止する。
- 11 サドル分水栓せん孔作業の業者移行に伴う実施要領（昭和 58 年管理者決裁）を廃止する。
- 12 責任技術者又は配管技工の規定数を欠いた指定水道工事業者に対する基本方針について（平成元年給水部長決裁）を廃止する。
- 13 責任技術者及び配管技工の入退社届の添付書類に係る基本方針について（平成元年給水部長決裁）を廃止する。
（要領等の廃止に伴う経過措置）
- 14 第 2 項の適用にあたって、この要領第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「文書による警告以上の措置」は、給水条例施行規程の一部を改正する規程（平成 10 年水道局規程第 3 号）附則により廃止された札幌市指定水道工事業者規程第 14 条及びこの要領により廃止された違反工事に関する事務処理要領第 2 条に規定する「承認の取消し若しくは承認の効力の停止又は文書注意」と読み替えるものとする。
- 15 第 2 項の適用にあたって、この要領第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「文書による警告以上の措置」は、給水条例施行規程の一部を改正する規程（平成 10 年水道局規程第 3 号）附則により廃止された札幌市指定水道工事業者規程第 43 条及びこの要領により廃止された違反工事に関する事務処理要領第 2 条に規定する「免許の取消し若しくは免許の効力の停止又は文書注意」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の改正規定は、令和元年 9 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 3 日から施行する。

別表1 指定給水装置工事事業者の申請・届出一覧

摘 要		提出期限	様 式	添 付 書 類
指定の申請（法 25 条の 2）（施行規則 18 条～20 条）		随時	①指定給水装置工事事業者指定申請書 （施行規則様式第 1） ②機械器具調書（施行規則様式第 1 別表） ③誓約書（施行規則様式第 2）	【法人】 ①定款又は寄付行為 ②登記簿の謄本又は登記事項証明書 【個人】 住民票又は外国人登録証明書
更新の申請（法 25 条の 3 の 2）（施行規則 18 条～20 条）		法 25 条の 3 の 2 に規定する指定の有効期間の満了の日まで	同上	同上
給水装置工事主任技術者を選任・解任したとき （法 25 条の 4）（施行規則 21 条、22 条）		遅滞なく	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （施行規則様式第 3）	
変更の届出 （法 25 条の 7） （施行規則 34 条）	氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名の変更	変更のあった日から 30 日以内	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 （施行規則様式第 10）	【法人】 ①定款又は寄付行為 ②登記簿の謄本又は登記事項証明書 【個人】 住民票又は外国人登録証明書
	法人の役員の氏名の変更	変更のあった日から 30 日以内	同上	①誓約書（施行規則様式第 2） ②登記簿の謄本又は登記事項証明書
	給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号の変更	変更のあった日から 30 日以内	同上	
事業の廃止等の届出 （法 25 条の 7） （施行規則 35 条）	給水装置工事の事業の廃止又は休止	廃止又は休止の日から 30 日以内	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第 11）	
	給水装置工事の事業の再開	再開の日から 10 日以内	同上	

※ 給水装置工事主任技術者の選任

- ① 給水装置工事事業者の指定を受けたとき～指定を受けた日から 2 週間以内に選任しなければならない。
- ② 選任した給水装置工事主任技術者が欠けたとき～当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに選任しなければならない。

法～水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、施行規則～水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）

別表2 水道法違反に対する措置

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	措置
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則 第21条	事業所ごとに給水装置工事主任技術者をとって選任される者を置かないとき。	指定取消し
		第25条の3 第1項第2号	施行規則 第20条	給水装置工事に必要な国土交通省令で定める機械器具を有しないとき。	
		第25条の3 第1項第3号 イ・ヘ		本人又は代表者若しくは役員が、心身の故障により、給水装置工事業の事業を、適正に行うことが出来ない者として国土交通省令で定める者であること判明したとき。	
		第25条の3 第1項第3号 ロ・ヘ		本人又は代表者若しくは役員が、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であること判明したとき。	
		第25条の3 第1項第3号 ハ・ヘ		本人又は代表者若しくは役員が、水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
		第25条の3 第1項第3号 ニ・ヘ		本人又は代表者若しくは役員が、指定給水装置工事業者として、指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
		第25条の3 第1項第3号ホ		業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 ①無断通水、水道メーターの不正使用等をしたとき ②道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき ③施行上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき ④管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき ⑤その他の不正又は不誠実な行為・違反行為をしたとき	指定取消し 又は指定効力の停止
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項・第2項	施行規則 第21条第1項 第21条第2項	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し 又は指定効力の停止
			施行規則 第21条第3項	給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則 第34条	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
			施行規則 第35条	事業の廃止、休止、再開の届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき。	
事業運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	〔申請受付 保留〕 指定取消し 又は指定効力の停止
			施行規則 第36条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			施行規則 第36条第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき（「給水装置工事設計施工指針」に規定する工事上の条件に違反したとき）。	
			施行規則 第36条第4号	給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保しないとき。	
			施行規則 第36条第5号イ	水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合しない給水装置を設置したとき。	
			施行規則 第36条第5号ロ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
			施行規則 第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
工事の施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		管理者が給水装置の検査を行うとき、その求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定取消し 又は指定効力の停止
	第25条の11 第1項第6号	第25条の10		給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	
	第25条の11 第1項第7号			施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	
不正申請	第25条の11 第1項第8号			不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。	指定取消し